第十一条の二十一　令第二十六条第三項第二号の規定により遺族一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一　死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二　（略）

三　予防接種を受けたことにより死亡した者に係る遺族年金の支給を受けていた者の氏名及び生年月日、その者がその死亡の当時有していた住所並びにその者が死亡した年月日

2　（略）

第十一条の二十三　未支給の給付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一　給付を受けることができた者で死亡したもの（以下「支給前死亡者」という。）の氏名及び生年月日

二～四　（略）

2～3　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年十月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一七―〇―一三四

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表内閣府の部内部部局の項中「局長　総括審議官」を「局長」に改め、「少子化・青少年対策審議官」を削り、同部子ども・子育て本部の項中「児童手当管理室長　企業主導型保育事業等担当室長」に改める。

別表金融庁の部内部部局の項中「資産形成支援室長」を「資産形成支援室長　資産運用高度化室長」に改める。

別表消費者庁の部内部部局の項中「専門職（人事に関する事務を担当する者に限る。）」を「予算係長　庁舎係長　庶務係長」に改める。

別表総務省の部内部部局の項中「、情報流通振興課」を削り、「情報流通高度化推進室長」を「情報流通高度化推進室長　デジタル企業行動室長」に改める。

別表外務省の部内部部局の項中「及び経済安全保障課に所属する者」を削り、「新安全保障課題政策室長」を「経済安全保障政策室長」に、「官民連携推進室長」を「官民連携推進室長　資源安全保障室長」に改め、「国際経済紛争処理室長」を削る。

別表財務省の部内部部局の項中「外国為替室長」を「外国為替室長　投資企画審査室長」に改め、同部財務支局の項中「金融調整官」を「金融調整官　国有財産調整官」に改める。

別表国税庁の部内部部局の項中「酒税企画官」を「輸出促進室長」に改め、同部国税局の項中「統括国税調査官」を「統括国税調査官　情報企画分析官」に改める。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「政策立案総括審議官」を「危機管理・医務技術総括審議官　政策立案総括審議官」に改め、「政策評価官」及び「並びに技能実習業務指導室長及び政策立案支援室長」を削り、「国際企画・戦略官」を「国際企画・戦略官　医療イノベーション推進室長」に改め、「医療イノベーション企画官」を削り、「社会保障財政企画官」を「社会保障財政企画官　政策立案・評価推進官」に改める。

別表国土交通省の部内部部局の項中「建設流通政策審議官」を「土地政策審議官」に、「公文書監理・情報公開室長」を「公文書監理・情報公開室長　地方企画調整官」に改め、「地方企画調整官」を削る。

別表備考第一項中「令和二年五月三十一日」を「令和二年八月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。